

食の魅力を活用した宿泊誘客促進事業
受託事業者募集に係る質問への回答について

令和 5 年 5 月 11 日
奈良県観光局観光プロモーション課長

食の魅力を活用した宿泊誘客促進事業受託事業者募集について、下記の質問事項に回答いたします。

番号	質問	回答
1	【仕様書 5】 業務内容(1)(2)(3)(4)すべての業務が実施できるということでしょうか？たとえば(2)だけ企画し参加することは可能でしょうか？	業務内容(1)～(4)すべてを受託いただく必要がございます。すべての業務を実施するために、別事業者と共同企業体として参加表明いただくことも可能です。
2	【仕様書 6 (2) ②】 「食・食文化体験に関心のある宿泊施設を募り、体験等の掘り起こしや造成等の支援を行ったうえで、コンテンツを最低3点造成し、予約サイトに掲載すること。」とあるが、造成したコンテンツの予約サイト掲載期間は、特設サイト公開開始と合わせる必要があるか、公開途中で掲載開始してもよいのか。	造成したコンテンツの掲載時期は、特設ページ公開開始と同時である必要はありませんが、特設ページ公開開始後に造成したコンテンツを掲載開始する場合であっても、コンテンツの季節感・タイミングを逃さず、コンテンツ予約実績が成果として見込まれることを念頭に、十分なプロモーション期間を伴ったスケジュールにて企画・提案ください。
3	【仕様書 6 (2) ⑤】 合計1万部とあるが、日本語版、英語版、中国語版の部数の内訳は決まっているか。	部数の内訳は決めておりません。効果的なプロモーションができる内訳を提案ください。
4	【仕様書 6 (2) ⑤】 制作物の納期は令和6年2月29日とあるが、特設サイト公開時期（5か月以上）に合わせる必要はないという認識で良いか。	特設ページ公開時期に合わせる必要はありません。次年度以降も引き続き使用できるプロモーションツールを想定しておりますが、特設ページ公開に合わせて制作いただくことを否定するものではありません。効果的なプロモーションができる内容を提案ください。
5	【仕様書 6 (3) ①】 県内や首都圏等の団体（教育機関、食関係団体、民間企業等）と連携、とあるが、想定されている団体はあるか。	現時点で想定している団体はございません。
6	事業費の一部を、宿泊費用の補助（クーポン発行）に割り当てることは可能か。	クーポン発行等の手法を用いて、事業費を宿泊費用の一部に割り当てることを不可とはしていません。業務目的を熟考の上で提案ください。また他の補助制度との併用や、予約システム上の実現可能性も考慮してください。